**平成２４年（フ）第１１４３号**
広島市安芸区中野２丁目21番６号　上田アパート２号室
債務者　宇田　真苗
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６１号**
北海道苫小牧市柏木町１丁目22番16号
債務者　金子　友美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第３９４号**
石川県野々市市扇が丘４番32号、従前の住所金沢市久安１丁目199番地
債務者　浪岡　一也
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第３４６号**
山梨県北杜市大泉町谷戸4316番地２
債務者　市野瀬千恵子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３７０号**
山梨県甲斐市大垈2697番地５
債務者　藤本　則一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３７１号**
山梨県甲斐市大垈2697番地５
債務者　藤本　明美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３７７号**
山梨県笛吹市石和町今井306番地８
債務者　山本　一博
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８３号**
山梨県甲府市富竹３丁目３番２号　アリアンス甲府305
債務者　大角ゆかり
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
長野県松本市大字島内1731番地２
債務者　奥原　紀彦
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第９９号**
長野県岡谷市成田町２－６－３　成田第一ビル４階402号室、住民票上の住所長野県岡谷市川岸東１丁目15番２号
債務者　小松　栄子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第９３号**
岐阜県高山市昭和町１丁目144番地１　アルコーブ昭和302号室
債務者　舟坂　　瞳
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第２２８号**
三重県四日市市諏訪町６番11号　ピュアコート705、前住所三重県三重郡菰野町大字大強原2801番地３
債務者　天野　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第２４６号**
三重県四日市市三重４丁目３番地　31―408
債務者　佐伯恵マルチンスこと　マルチンス　マルシア　メグミ　サイキ
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第２４７号**
三重県四日市市楠町北五味塚2186番地２　きくすいハイツ105、前住所三重県四日市市八田１丁目14番32号　ドエル・ウィステリア１C
債務者　木下　律子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第１８７号**
滋賀県東近江市佐野町738番地13
債務者　久堀智枝子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第３１９号**
兵庫県伊丹市瑞ケ丘１丁目42番地２
債務者　豊田　幸恵
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第４４０号**
兵庫県西宮市仁川町１丁目８番９―201号、前住所兵庫県西宮市段上町６丁目22番22―603号
債務者　牛島万里子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係